

西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則

(平成27年2月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、西九州大学附属図書館及び西九州大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、西九州大学及び西九州大学短期大学部（以下「両大学」という。）における教育・研究及び地域貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料を収集及び管理し、提供することを目的とする。

(整備等)

第3条 図書館は、前条の目的を実現するため、必要な組織、施設及び他の大学図書館等との協力体制を整備する。

(図書館長)

第4条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

(図書委員会)

第5条 図書館の機能の向上と運用の円滑化に資するため、西九州大学図書委員会並びに西九州大学短期大学部図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 図書館の事務は、図書課において処理する。

(図書館の利用)

第7条 図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則（平成27年2月16日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 西九州大学附属図書館規程（昭和56年4月1日制定）及び西九州大学短期大学部附属図書館規程（平成17年4月1日制定）は廃止する。